

○申告相談の日程表

(土・日曜日、祝日は申告相談を行いません)

日程	地区	会場	
2月13(月)	駅前一丁目、駅前二丁目、泉	イオンモール倉敷 全地区が対象 倉敷税務署員による申告相談です。 還付申告は1月26日に始まっており、2月15日(水)(土・日曜日、祝日を除く)まで受けています。 2月16日(木)からは所得税の確定申告などを受けません。	
14(火)	中央一丁目～中央六丁目		
15(水)	井尻野		
16(木)	小寺、門田		
17(金)	井手、刑部、福井		
20(月)	総社一丁目～総社三丁目、総社		
21(火)	西郡、地頭片山、岡谷、西坂台、宿		
22(水)	清音上中島、清音三因		
23(木)	清音柿木、清音軽部		
24(金)	中原、三輪、清音黒田、清音古地		
27(月)	溝口、真壁		
28(火)	楨谷、見延、宍粟		
29(水)	東阿曾、西阿曾、奥坂、久米、黒尾		
3月1(木)	三須、上林、下林、赤浜		昭和公民館
2(金)	金井戸、南溝手、北溝手、窪木、長良		西公民館
5(月)	美袋、日羽		
6(火)	下倉、種井、延原、宇山、槁		
7(水)	原、影、中尾		
8(木)	上原、富原		
9(金)	八代、下原		
12(月)	秦、福谷		
13(火)	久代		
14(水)	新本		
15(木)	山田		

会場を選ぶ目安

- イオンモール倉敷
還付申告を含む所得税の申告全般
- サンロード吉備路、西・昭和公民館
農業所得(青色申告者を除く)、給与や公的年金の収入、雑所得、一時所得がある人。市県民税・国民健康保険税の申告が必要な人

※会場受付時間は、午前9時から午後4時までです。
 ※会場の混雑を緩和するため、なるべく上の表を参考に来場してください。
 ※各会場へは、できるだけ乗り合わせなどで来場してください。
 ※総合福祉センターや各支所など、上の表にある会場以外での申告相談は行いません。
 ※市内の会場では、倉敷税務署員による申告相談はありません。

源泉徴収票 **証明書**

■申告に必要なもの

は、チェック用にお使いください

印かん(認印)

申告書用紙が届いている人はその用紙(申告会場にもあります)
※市県民税申告書については、本年度送付していませんので、あらかじめ申告書用紙が必要な人は、税務課までお問い合わせください。

給与や公的年金などの源泉徴収票、支払報告書

農業や不動産所得の帳簿書類や領収書など所得計算に必要なもの(収支内訳書の記入に必要)
※収支内訳書の記入を事前にお願ひします。用紙と書き方の手引きは、税務課にあります。

社会保険料、生命保険料、地震保険料の支払証明書
※国民年金保険料等に係る社会保険料控除を受ける場合は、納付したことを証明する書類を、申告書に必ず添付してください。

医療費の領収書
(医療費控除を受ける人)
※事前に医療機関別、受診した人ごとに整理、集計をお願いします。

寄付金の領収書、または受領書
(寄附金控除を受ける人)

申告者本人の金融機関の口座番号
(所得税の還付申告をする人)

市県民税・国民健康保険税の申告

所得税の確定申告

2/16(木)

3/15(木)

所得税の確定申告、市県民税・国民健康保険税の申告期間は、2月16日(木)から3月15日(木)までです。左ページの日程表を参考に申告してください。
 毎年、申告会場は混雑します。スムーズに申告を済ませるためにも、「申告の手引き」や国税庁のホームページなどを参考に、自主作成をお願いします。
 申告書は、郵送や電子申告(e-Tax)で提出することもできます。

■所得税の確定申告が必要な人

- ★給与収入が2000万円を超える人
- ★2か所以上から給与収入がある人
- ★年末調整をしていない給与収入がある人
- ★1か所からの給与収入以外に20万円を超える所得がある人(例 給与収入以外に20万円を超える農業所得がある人)
- ★公的年金等収入(遺族・障害年金は除く)以外に他の所得がある人
- ★公的年金等収入(遺族・障害年金は除く)のみで、その所得金額が所得控除の合計額を超える人

次の人は、イオンモール倉敷の申告会場で申告してください。
 ★事業所得や不動産所得などのある人で、平成23年中の所得金額の合計額が所得控除合計額を超える人

- ★土地・建物などの売却による所得がある人
- ★住宅借入金等特別控除で初めて適用を受ける人
- ★青色申告の人

■市県民税・国民健康保険税の申告が必要な人

- ★平成24年1月1日現在総社市内に居住し、所得税の確定申告をする必要がない人で、平成23年中に収入のあった人
- ※ただし、次の人は申告をする必要はありません。
 - ▼所得税の確定申告をしている人
 - ▼1か所からの給与収入のみで、年末調整が済んでいる給与支払報告書が勤務先から市へ提出されている人
 - ▼公的年金等収入のみで、次の①か②に該当する人
 - ① 昭和22年1月2日以降生まれで、年金収入合計額が98万円以下の人
 - ② 昭和22年1月1日以前生まれで、年金収入合計額が148万円以下の人
- ★平成23年中に収入のなかった人(障害・遺族年金のみの人、失業給付のみの人などで、同居の人の税の扶養になっていない人
- ※国民健康保険税の算定や、非課税証明書の発行に必要なため、申告が必要です。